

岐阜市における有識者との懇談会の開催について

令和4年4月19日
公正取引委員会事務総局
中部事務所

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、岐阜市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

1 日 時

令和4年4月26日（火）13：30～14：30

2 場 所

岐阜商工会議所 2階 大ホール（岐阜市神田町2丁目2番地）

3 次 第

- （1）開会挨拶
- （2）業務説明（中小事業者等の取引公正化に向けた公正取引委員会の取組）
- （3）意見交換・懇談

4 出席者

岐阜県下各商工会議所 役員
公正取引委員会事務総局中部事務所 総務管理官ほか

※ 今回の懇談会は、上記3（1）及び（2）のみカメラ撮影、傍聴取材が可能です。取材を御希望の報道機関におかれましては、あらかじめ当事務所に御一報ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所総務課 電話 052-961-9421（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/